



竹林 俊介が日本リビング保証<7320>株式の大量保有報告書を提出



日本リビング保証<7320>について、竹林
俊介が4月5日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「発行会社の創業者かつ役員として経営に参加するため、及び経営の安定を図るため保有。」によるもの。

報告書によると、竹林
俊介の日本リビング保証株式保有比率は、15.62%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2018年3月30日。